

団体・サークル紹介 No.12

真岡市で活動している、市民活動団体やボランティアなどの紹介です

特定非営利活動法人 SAKU・ら

外国籍居住者を支援するため、2006年4月に日本語教室「SAKU・ら」を開設し同年6月にNPO法人格を取得しました。毎週金曜日に日本語教室を実施しています。教室には、大学で「日本語教員」資格取得のためのカリキュラムを受講する学生やその先生、卒業生も来ています。外国人の方々だけでなく、指導する側にとっても実践的な勉強の場であり、共に大きく成長することができます。



イベントの様子
七夕イベントなどで楽しく日本の文化を知ってもらいます。



教室の様子
仕事をしながら学んでいます。忙しい中でも時間を作って、皆さん頑張っています。

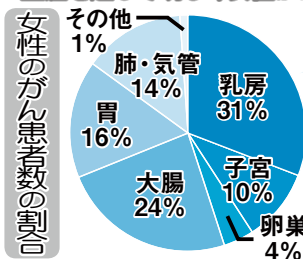
【問い合わせ】 コラボレーもおか ☎ 81・5522 FAX81・5558 (月曜・祝日休館)

健康コラム No.24

元気アップ! 通信

3月1日～8日は女性の健康週間です

～生涯を通じて明るく女性がんに負けない生活を送るために～



全体の約半分が女性がんになります!

バランスの良い食事、適度な運動、体を冷やさない、定期検診、を心がけましょう!

乳がん 日本人の女性の11人に1人がかかると言われており、30歳代から増加し、40～50歳代でピークになります。早期発見で90%以上が治ると言われています。
【早期発見の近道】年1回の定期検診、自己セルフチェック

子宮頸がん 子宮頸がん：ウイルス感染が原因で、20歳代から増加し40歳代でピークになります。
子宮体がん 子宮体がん：子宮内膜から発生するがんで、40歳代で急増します。
卵巣がん 卵巣がん：40歳代から増加し、50歳～60歳代でピークになります。
初期症状はほとんどありません!!
【早期発見の近道】年1回の定期検診

【問い合わせ】 健康増進課成人健康係 ☎ 83・8122 FAX83・8619

社会福祉協議会だより

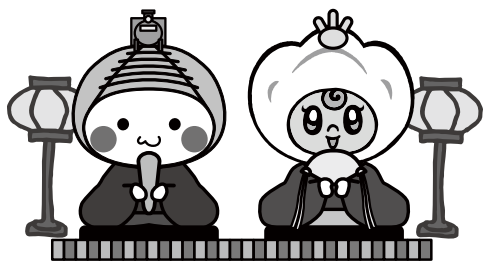
1月に寄付をしてくださった方々 (敬称略) ありがとうございます。

善意銀行

金銭預託
栃木県街商協同組合 ……49,343 円

わたのみ基金

自民党真岡支部女性部 ……27,405 円
真岡放談会 ……76,579 円



【申し込み・問い合わせ】 社会福祉協議会 ☎ 82・8844 FAX82・5516

あの日あのころ

第383回

たや さだお 田谷 貞夫さん

(東沼在住・83歳)



そのときの趣味を楽しんで



▲ボス会でクリスマス会 (左から2番目)

私は昭和10年に、8人兄弟の長男として山前村東沼に生まれました。小学生の頃は戦争が行われており、日赤の方面に焼夷弾が落とされた当時のことを今でも鮮明に覚えています。そんな時代でしたが、子どもだった私は、友達をたくさん集めて、みんなで野球を楽しんでいました。当然その当時に道具がしつかりそろそろもなく、全て手作りでした。グローブは布を縫い合わせて綿を入れたもので、ボールも綿を布で巻きつけた簡易的な

ものでした。それでも、日が落ちて暗くなるまで、全力で遊びました。高校生になった私は、真岡農業高校に入学し、バスケットボール部に所属しました。部活の仲間たちとは今でも仲が良く、年に一度、1月6日に必ず集まってお酒を飲んでおり、今年で65回目を迎えます。通称「ボス会」です。みんな話している、決まって高校のクラスメイトにも会いたくなり、ボス会で同窓会の取り決めを行い、年に一度は必ず同窓会を開いています。毎年みんなの元気な姿が見られてうれしいです。

高校を卒業した後は、父が経営している工場に勤めました。自分が経営者のときは、真面目に働きつつも、周りの目を盗んではゴルフに出かけていたこともあり、今後は趣味を楽しみながら、妻とのんびり暮らしていきたいです。

消費生活センターメモ

シリーズ 429

賃貸住宅退去時のトラブル

春は就職や転勤に伴い、賃貸住宅を退去する際のトラブルに関する相談が多くなります。

部屋を退去する際のトラブルを防ぐには、契約前からいくつかの点に注意しておくことが大切です。

《契約前》

◆物件は、ネット上の情報だけで判断せず、必ず現地に行って確認する。
◆契約前の説明をよく確認し、十分納得してから契約する。

◆契約書に「特約」がある場合は慎重に判断する。

※「特約」は借主に不利な内容であっても原則有効となる。

◆契約時に取り決めたことは口約束で済ませず、契約書に記入してもらう。

《入居時》

◆貸主と立ち会って室内の汚れやキズ、設備状況を確認

し、写真(目付入り)を撮っておく。

《退去時》

◆きれいに清掃する。
◆入居時と同じように、貸主と立ち会って部屋の状況を確認する。
◆費用負担を求められたら、内訳を出してもらう。

部屋を借りている間に不注意で生じたしまったキズ・汚れ等は、借主に原状回復義務が発生します。

国土交通省では「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で、貸主と借主のどちらが修繕費等を負担するのかといった考え方を示しています。貸主と話し合いをする際の参考にしてください。

ご相談は、消費生活センター(青年女性会館内) 毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ハナシテナヤミナシ ☎ 84-7830 相談料無料